

5. 誘導施設

誘導施設（都市機能誘導区域に維持・確保すべき施設）は、人口減少・超高齢社会にあっても、市民の日常の生活利便性を確保するために必要な施設です。

誘導施設は、上位・関連計画との整合性や現在の充足状況、都市機能誘導区域外での施設の必要性等を踏まえて設定します。

5-1. 施設設定の考え方

誘導施設は、施設の誘導により“生活の利便性を高める”視点と、区域外への立地による“過度な自動車利用や、周辺への居住・市街化を抑制する”視点の2つの視点から設定します。

5-2. 誘導施設

上記の考え方を基に、以下の施設を誘導施設と設定します。

機能	施設		誘導施設	設定根拠等	
医療	病院	地域医療支援病院	○	・施設周辺地域だけでなく、広域からの利用も多い「地域医療支援病院」を公共交通の利便性の高い都心地区の誘導施設として位置付けます。	
		上記以外	—	・市内各地の基幹的な施設としての役割を担っており、また、一部施設では救急医療機関としての機能も有することから、設定しないものとします。	
	医療	一般診療所		—	・市内各地に万遍なく立地し、現状では充足しています。また、区域外にも必要な施設です。
		歯科診療所		—	・施設数も多く、また、必ずしも居住地近くの施設を利用するとは限らないことから、今回は設定しないものとします。
		調剤薬局		—	・多くの施設が病院や診療所に併設することから、その他病院や診療所と同じとします。
		保健所・保健センター		—	・区域外にも必要な施設であることから、設定しないものとします。
介護・福祉	介護	通所、多機能、施設入所、短期宿泊、地域密着	—	・デイサービスなどの通所型施設は、施設から各家までの車による送迎を有し、また、必ずしも徒歩で近くの施設に通うとは限りません。入所型も比較的要介護度の重い方が入所し、自宅から徒歩圏域に立地するかどうかという点はサービス利用に際して重要な要素となりにくいことから、今回は位置付けないものとします。	
		訪問、相談	—	・スタッフが利用者宅を訪問し、利用者側からの利便性の問題は生じないことから、位置付けないものとします。	

5. 誘導施設

機能	施設		誘導施設	設定根拠等
介護 ・福祉	介護	包括支援	—	・地域ブロック単位に設置されており、区域外にも必要な施設です。また、スタッフが利用者宅を訪問し、利用者側からの利便性の問題は生じないことから、位置付けないものとします。
	福祉	総合福祉	○	・高齢者福祉、障がい者福祉等の多様な福祉機能を有する施設（複合施設）について、公共交通の利便性の高い都心地区への誘導を図ります。
		社会福祉、高齢者福祉、障がい者福祉	—	・施設整備が地域の要望によるところも大きく、また、公民館や公民館分館が、交流や各種活動の拠点的な役割も担っていることから、今回は設定しないものとします。
		サービス付き高齢者向け住宅	—	・基本的には一般の高齢者住宅と同様な形態であることから、誘導施設には設定しないものとします。
商業	商業	スーパー・百貨店等	○	・日常生活に必要な都市機能の一つとして、徒歩・自転車、公共交通による利便性を確保します。ただし、小規模な店舗は区域外にも必要であることから、3,000㎡を超えるものを対象とします。
		コンビニエンスストア	—	・居住が集積する地域に立地が進展することから、位置付けないものとします。
		温浴施設	○	・松山市の重要な賑わい・交流施設の一つであり、広域からの利用も多いことから、公共交通の利便性の高い、都心地区内の誘導施設に位置付けます。
子育て支援	子育て支援	保育所、認定こども園	—	・現況では、需要のある（不足している）地域への施設立地を認可している状況にあり、また、必ずしも、公共交通の利便性と利用者ニーズが合致しないことから、今回は設定しないものとします。
		幼稚園	—	・区域外にも必要な施設であり、また、バスによる送迎を有する施設が多いことや、市外の園への通園も可能であり、必ずしも徒歩で近くの園に通うとは限らないことから、設定しないものとします。
		児童館、児童クラブ、広場	—	・小学校に併設又は近傍への立地が適当であることから、設定しないものとします。
教育 ・文化	学校教育	小学校、中学校、高等学校	—	・区域外にも必要な施設です。
		大学・短大	○	・高次な都市機能として、都市機能誘導区域への誘導を図ります。
		特別支援学校	—	・区域外にも必要な機能です。
	学校教育	専修学校	○	・大学、短大同様の理由により誘導施設に位置付けます。
	社会教育	公民館、公民館分館 各種学習施設	—	・各地域の社会教育拠点として区域外にも必要な施設です。

機能	施設		誘導施設	設定根拠等
教育 ・文化	文化施設	図書館、 美術館・博物館等、 ホール	○	・広域からの利用も多いことから、公共交通の利便性の高い地区への誘導を図ります。
	スポーツ施設	体育館、運動広場等	—	・区域外にも必要な施設です。
行政	行政	官公庁	—	・区域外にも必要な施設です。
金融	金融	銀行、郵便局	—	・コンビニエンスストアやATMが金融機能の一部を有し、また、区域外にも必要な施設であることから、設定しないものとします。
環境	公園	都市公園		・区域外にも必要な施設です。

【誘導施設の定義】

機能	誘導施設	誘導区域	定義
医療	医療施設 (地域医療支援病院)	都心 地区	・医療法第4条に規定される地域医療支援病院 (例：松山赤十字病院、愛媛県立中央病院)
福祉	総合福祉施設	都心 地区	・松山市総合福祉センター条例（平成2年条例第16号）に規定される総合福祉センター (例：松山市総合福祉センター)
商業	商業施設 (スーパー・百貨店等)	各地区	・以下の産業分類に該当する延床面積3,000m ² を超える商業施設 □ 日本標準産業分類（総務省：H25.10改訂）の小分類のうち、 561「百貨店、総合スーパー」 569「その他の各種商品小売業」 581「各種食料品小売業」 582「野菜・果実小売業」 583「食肉小売業」 584「鮮魚小売業」 (例：フジ古川店[3,119m ²]など)
	商業施設 (温浴施設)	都心 地区	・松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第17号）に規定される公衆浴場 (例：椿の湯など)
教育	教育施設 (大学・短大・専修学校)	全地区	・学校教育法第1条に規定される大学 (例：国立大学法人 愛媛大学など) ・ 〃 第124条に規定される専修学校 ・ 〃 第134条に規定される各種学校 (例：河原医療福祉専門学校など)
文化	文化施設 (図書館・美術館・博物館等)	全地区	・図書館法第2条第1項に規定される図書館 (例：松山市立三津浜図書館など) ・博物館法第2条第1項、同法第29条に規定される美術館・博物館、博物館相当施設 (例：松山市立子規記念博物館など)
	文化施設 (ホール)	全地区	・客席数1,000席以上を有する多目的ホール (例：松山市民会館など)

注) 誘導区域の「各地区」は、11の都市機能誘導区域それぞれに対象施設を誘導又は維持するということを示しています。

「全地区」は、11の都市機能誘導区域全体が対象区域となることを示しています。